

## 福岡県こどもホスピス活動支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、小児緩和ケアが必要なLTC（生命が脅かされる状態）にあるような重い病気のこどもの発達段階やライフステージ等に合わせたQOLの向上、治療や療養生活により生じる苦痛の緩和、きょうだい児を含む家族のQOLの改善と向上等を図り、もってこれらこどもたちの福祉の向上を図るため、県内において診療報酬や障害福祉サービス等報酬に拠らず支援活動を行う民間団体等の地域型こどもホスピスの取組に係る経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助の対象となる事業者は、福岡県内に在住、在学又は在院するLTCのこどもとその家族を対象とした地域型こどもホスピスの取組を、補助事業を実施する直近1ヶ年度（当該年度を除く。）に実施した実績を有する民間団体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている民間団体等
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている民間団体等
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する民間団体等
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している民間団体等
  - イ 暴力団員が実質的に運営している民間団体等
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している民間団体等
  - エ 契約の相手側が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している民間団体等
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している民間団体等
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している民間団体等

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内のLTCのこどもの遊びや体験活動への支援
- (2) 県内のLTCのこども同士の交流支援
- (3) 県内のLTCのこどもの学習支援
- (4) 県内のLTCのこども当事者が参画するアドボカシーに関する支援
- (5) 県内のLTCのこどものきょうだい児への支援

- (6) 県内のLTCのこどもとその家族又は家族同士の交流支援
- (7) 県内のLTCのこどもの家族のビリーブメントケア及びグリーフケア
- (8) 県内における地域型こどもホスピスの活動に参加するボランティアの育成
- (9) 県内における地域型こどもホスピスの活動の認知向上のための啓発活動

(補助対象経費及び補助額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助事業の実施に要する経費であって、別表に掲げるものとする。ただし、国、地方公共団体又はその他機関の補助金等の交付対象になっていない経費に限るものとする。

2 補助額は、次の各号に掲げる方法により算出するものとする。

- (1) 補助対象経費の合計額から、寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- (2) 前号により算出された額の2分の1に相当する額を補助金の額とする。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 1 補助事業者に対する補助金の額の合計は、1,000,000 円を上限とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、補助金の交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(申請手続)

第7条 この補助金の交付の申請は、福岡県こどもホスピス活動支援費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、補助金の交付申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定する。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合、申請した補助事業者に対して福岡県こどもホスピス活動支援費補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。

(交付決定の取消)

第9条 知事は、事業者が第2条に規定する民間団体等であることが判明した場合、第3条に規定する事業及び第4条に規定する経費に該当しない場合又は不正の手段により補助金

の交付決定を受けた場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受領した日から 10 日以内に、福岡県こどもホスピス活動支援費補助金交付申請取下げ書（様式第 3 号）を、知事に提出しなければならない。

(変更の承認)

第 11 条 補助事業者は、第 6 条第 1 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、福岡県こどもホスピス活動支援費補助金変更交付申請書（様式第 4 号）に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による変更交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、福岡県こどもホスピス活動支援費補助金変更交付決定通知書（様式第 5 号）により通知を行うものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

(中止又は廃止の承認)

第 12 条 補助事業者は、第 6 条第 2 号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、福岡県こどもホスピス活動支援費補助金中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じて交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者が、補助事業を完了したとき（事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日（交付決定日が事業完了後の場合は、交付決定の通知を受領した日）から 1 か月を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、福岡県こどもホスピス活動支援費補助金実績報告書（様式第 7 号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金等の額の確定の通知)

第 14 条 知事は、補助事業の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡県こどもホスピス活動支援費補助金交付額確定通知書（様式第 8 号）により補助事業者に通知する。

2 知事は、前項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは

関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

3 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

（財産の管理等）

第 15 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第 16 条 取得財産等のうち、規則第 20 条第 2 号の規定により、知事が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、この負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（仕入控除税額）

第 17 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第 9 号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 20 日までに知事に報告しなければならない。

2 補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

3 知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を知事に納付させなければならない。

（補助金の経理）

第 18 条 補助事業者は、補助対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出額を証する書類を整備して、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

（届出事項）

第 19 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその

旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

(活動状況の調査等)

第 20 条 知事は、必要に応じて、交付決定事業者の活動状況を調査し、又は交付決定事業者に対して活動状況の報告を求めることができる。

#### 附 則

1 この要綱は、令和 8 年 8 月 26 日から施行し、令和 8 年度の補助金に適用する。

別表（第 4 条関係）

| 1 基準額                  | 2 補助対象経費                                                                                                                                    | 3 補助率 | 4 備考                                                                                |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 補助事業者あたり 2,000,000 円 | 事業の実施に必要な報酬、給料及び職員手当等（賃金）、共済費、報償費（諸謝金）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、備品購入費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、収入印紙、保険料等）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金 | 1 / 2 | 補助事業者が他機関の補助金や他の公的支援制度等（医療報酬や障害報酬等）によって、左記に掲げる補助対象経費の助成等を受けることができる場合、当該経費を補助対象外とする。 |

(注) 報酬、給料及び職員手当等（賃金）、共済費については、支援対象の取組に直接的に必要となるものに限る。

(注) 食糧費については、会議及び説明会等における講師や委員の茶菓及び昼食に要する経費に限る。